

【韓国】地域産業危機への対応等に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 新型コロナウイルス感染症の流行による影響等を踏まえ、地域産業危機対応に関する「地域産業危機対応及び地域経済回復のための特別法」⁶が、2021年8月17日に制定、公布された。

1 背景と経緯

韓国では、2017年3月21日の「国家均衡発展特別法」改正¹で「産業危機対応特別地域」の指定等に関する規定が盛り込まれ、以後指定が行われてきた²。この国家均衡発展特別法上の産業危機対応特別地域について、指定期間、指定要件、隣接地域への支援、新型コロナウイルス感染症流行等の影響を踏まえての国・公有財産の賃貸料減免による支援に関する改正案等、複数件の国家均衡発展特別法一部改正案が国会に提出された³。また、新型コロナウイルス感染症流行の影響等を踏まえ、地域産業危機対応等に関する別途の法案⁴も提出された。これらの提出法案をまとめた法案⁵が2021年7月23日に国会を通過し、同年8月17日、産業危機対応特別地域の指定及び支援に加え、産業危機への予防措置及び産業危機先制対応地域の指定等の内容を含めた「地域産業危機対応及び地域経済回復のための特別法」⁶が公布された。この法律は、本則全29か条、附則4か条から成り、2022年2月18日に施行される。

2 制定法の概要

(1) 産業危機対応審議委員会

産業通商資源部（部は日本の省に相当）に産業危機対応審議委員会を置く（第5条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月12日である。

¹ 「국가균형발전 특별법 (법률 제 14599 호)」第2条第8号の2, 第17条, 第17条の2, 第17条の3, 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=192406&ancYd=20170321&ancNo=14599&efYd=20170622&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 国家均衡発展特別法の初制定は、2004年1月16日（法律第7061号）。なお、「地域産業危機対応及び地域経済回復のための特別法」附則第4条により、国家均衡発展特別法の第2条第8号の2, 第17条及び第17条の2から第17条の4はそれぞれ削除される。

² 「6.22.부터 「산업위기대응특별지역」 제도 시행」2017.6.21. 산업통상자원부ウェブサイト <http://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs_seq_n=159413&bbs_cd_n=81¤tPage=1&search_key_n=title_v&cate_n=&dept_v=&search_val_v=>; 「지역 산업위기 대응 및 지역경제 회복을 위한 특별법」 제정」2021.8.10. 同 <http://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs_seq_n=164436&bbs_cd_n=81¤tPage=21&search_key_n=title_v&cate_n=&dept_v=&search_val_v=>>

³ 「[2100114] 국가균형발전 특별법 일부개정법률안 (최인호의원 등 19인)」; 「[2101720] 국가균형발전 특별법 일부개정법률안 (박완수의원 등 10인)」; 「[2103552] 국가균형발전 특별법 일부개정법률안 (한병도의원 등 12인)」; 「[2104813] 국가균형발전 특별법 일부개정법률안 (신영대의원 등 10인)」; 「[2105373] 국가균형발전 특별법 일부개정법률안 (권명호의원 등 11인)」; 「[2108517] 국가균형발전 특별법 일부개정법률안 (서삼석의원 등 29인)」なお、議案[2100144]は、後掲注(4)の議案[2100118]の内容に伴う改正案である。

⁴ 「[2100118] 지역산업 경쟁력 강화 및 지역경제 활성화를 위한 특별법안 (최인호의원 등 19인)」; 「[2106682] 지역 산업위기 대응 및 지역경제 회복을 위한 특별법안 (이학영의원 등 16인)」

⁵ 「[2111672] 지역 산업위기 대응 및 지역경제 회복을 위한 특별법안(대안) (산업통상자원부중소벤처기업위원장) 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V2N1K0H6U2T511V3V3H3K4U0L0Q8K5>

⁶ 「지역 산업위기 대응 및 지역경제 회복을 위한 특별법(법률 제 18408 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234703&ancYd=20210817&ancNo=18408&efYd=20220218&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(2) 産業危機の予防措置、産業危機先制対応地域及び産業危機対応特別地域の指定等

産業通商資源部長官（以下「長官」）は、産業の構造的変化、経営環境悪化等により、特定地域内の産業活動が低下するおそれがある場合、当該地域の市・道知事⁷に予防計画の策定及び履行を勧告することができる（第7条）。市・道知事は、予想外の対内外ショック等により、地域の主な産業（第2条第1号の定義による。以下同様。）⁸が著しく悪化することが予想される場合、産業危機先制対応地域計画を策定し、長官に産業危機先制対応地域の指定を申請することができる。この申請対象になる地域は、大規模災害・疾病又は国際情勢の変動が生じた場合、地域内の主な産業における企業倒産、構造調整、主要事業場の閉鎖・移転等が生じた場合、又はその他地域内の主な産業の状況が著しく悪化するおそれがある事由が生じた場合のいずれかに該当していなければならない。国及び自治体は、産業危機先制対応地域の主な産業に対し、金融・財政支援等を行うことができる（第8条）。

市・道知事は、管轄行政区域の全部又は一部について産業危機対応特別地域の指定を受けようとする場合、産業危機対応特別地域計画を策定し、長官に指定申請をしなければならない。この申請対象になる地域は、対象地域内の主な産業に対する地域経済依存度が高く、主要な産業指標が著しく悪化し、休業・廃業の急激な増加等地域経済が著しく沈滞したものと判断され、かつ地域経済が著しく悪化し緊急な支援が必要である地域でなければならない（第9条）。長官は、指定申請を受けた場合、関係中央行政機関の長との協議及び産業危機対応審議委員会の審議を経て、産業危機対応特別地域計画を承認し、産業危機対応特別地域を指定することができる（第10条）。国は、産業危機対応特別地域への指定が申請された地域の経済状況が急激に悪化し、緊急支援が必要な場合、指定以前でも必要な財源を整備し、支援を行うことができる（第13条）。また、長官は、予防措置及び産業危機先制対応地域の指定にもかかわらず、地域内の主な産業の沈滞により地域経済の与件が著しく悪化したと判断された場合には、産業危機対応特別地域の指定手続を迅速に推進しなければならない（第14条）。

(3) 産業危機対応特別地域に対する支援等及び特例

国及び自治体は、産業危機対応特別地域に所在する企業（以下「危機地域企業」）の設備投資、工場新設・増設、経営革新、業種転換及び運転資金確保等の事業に関して予算の範囲内で資金を支援することができる（第15条）。国及び自治体は、産業危機対応特別地域の道路、用水施設等の基盤施設設置に必要な費用の全部又は一部を優先的に支援することができる（第16条）。そのほか、専門人材養成のための教育訓練及び再就業支援等（第17条）、研究開発活動支援（第18条）、コンサルティング支援機関による地域産業コンサルティング支援の実施（第19条）を行うことができる。国及び自治体は、危機地域企業に対し、租税を減免することができる、必要な場合には、負担金等を減免することができる（第22条）。

(4) 評価及び改善措置

長官は、産業危機対応特別地域の運営について評価することができ、産業危機対応審議委員会の審議を経て確定した評価結果を、産業危機対応特別地域を管轄する市・道知事に通知しなければならない。この通知を受けた市・道知事は、特別な事由がなければ、評価結果に基づいた改善措置を採らなければならない（第25条）。

⁷ 特別市、広域市、特別自治市、道及び特別自治道の長。

⁸ 地域経済における比重が高く、地域経済及び関連産業に対する波及効果が大きい産業（本法第2条第1号）。